

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○登録点検事業者等規則 (平成九年郵政省令第七十六号)

改 正 案			現 行		
別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目(第九条第一項関係)			別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目(第九条第一項関係)		
第一 ~ 第二 (略)			第一 ~ 第二 (略)		
第三 無線設備			第三 無線設備		
一 (略)			一 (略)		
二 電気的特性の点検			二 電気的特性の点検		
無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考	無線局の種別及び無線設備名	点検の項目	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。</li> <li>五については、演奏所を有する(演奏所と直結するものを含む)放送局(テレビジョン放送(デジタル放送に限る)及びマルチメディア放送を行う放送局を除く)に限る。</li> </ul>	放送局	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 スプリアス発射又は不要発射の強度 四 空中線電力 五 総合周波数特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>四については、実効輻射電力又は空中線効果の確認を行うための電界強度測定を含む(衛星補助放送を行う無線局を除く)。</li> <li>五については、演奏所を有する(演奏所と直結するものを含む)放送局(テレビジョン放送(デジタル放送に限る)を行う放送局を除く)に限る。</li> </ul>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注 (略)			注 (略)		